

令和5年度 三芳町農業経営者補助金のお知らせ

▶ 補助金内容

- ・農業経営者の育成を目的とする農業生産者・農業経営に関する修学及び研修等への参加に対し、町が予算に範囲内において補助金を交付いたします。

▶ 対象となる研修

- ・公益社団法人埼玉県農林公社が主催する埼玉県農業青年海外派遣研修
- ・埼玉県主催の埼玉農業経営塾など、町が必要と認める修学及び研修等

※埼玉県農林部主催 令和5年度農業機械利用技能者養成研修も対象となります。

▶ 対象者（次のいずれにも該当する方）

- ・三芳町内に在住で、4Hクラブ、農業経営研究会、みよし野菜ブランド化推進研究会、後継者部会など、町が指定する農業者団体に所属している者
- ・現に三芳町において農業に従事している農業後継者

▶ 補助金交付額

- ・受講料など修学及び研修に要する費用を1人当たり50,000円を上限に補助。
（令和5年度予算額：100,000円）

▶ 交付金申請に必要な書類

- ・修学及び研修等に主催者から選考されたことを証する通知
- ・修学及び研修等成果を記した報告書（様式任意）
- ・修学及び研修等に係る負担金額が明らかになる書類
- ・自己が負担した修学及び研修等に係る負担金の領収証の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

◆申請を考えている方、上記対象となる研修を受けた方、
記載がない研修を受けた方で補助対象になるか確認したい方は
令和6年3月5日（火）までに
下記問合せ先まで至急ご連絡ください。

▶ 問合せ

三芳町役場観光産業課

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

電話番号：049-258-0019（内線212）

